

ぬくもりの郷デイサービスセンター及び
ぬくもりの郷グループホーム指定管理者

募 集 要 項

令 和 7 年 8 月

川 西 町 長 寿 介 護 課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	募集の概要	1
3	施設の概要	1
4	指定管理者が行う業務の範囲	2
5	指定管理者が行う管理の基準	2
6	利用料金に関する事項	3
7	町への納付額等	3
8	町と管理者のリスク管理及び責任分担	4
9	応募資格等	4
10	事業及び選定スケジュール	5
11	現地説明会	5
12	応募手続き	5
13	質問及び回答	6
14	指定管理者候補者の選定等	7
15	指定管理者の指定及び協定	8
16	事業の実施が困難となった場合の措置	8
17	原状回復及び事務引継ぎ	9
18	災害時の対応	9

1 募集の趣旨

ぬくもりの郷デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）及びぬくもりの郷グループホーム（以下「グループホーム」という。）については、平成 28 年 4 月 1 日から川西町福祉施設条例（平成 12 年条例第 29 号。以下「条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項に基づき、指定管理により運営していますが、令和 8 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了するため、以降の当該施設の管理運営に当たり、利用者サービスの向上、一層の効率的かつ効果的な運営等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び川西町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 18 年条例第 21 号）第 2 条の規定に基づき次のとおり指定管理者を募集します。

2 募集の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
名 称 ぬくもりの郷デイサービスセンター（川西町福祉施設「ぬくもりの郷」
 デイサービス部分）及びぬくもりの郷グループホーム（川西町福祉施
 設「ぬくもりの郷」グループホーム棟）
所在地 川西町大字吐田 94 番地
- (2) 管理条件
 デイサービスセンターは老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 3 項
 に規定する事業、グループホームは同法第 5 条の 2 第 6 項に規定する事業を実施す
 るため、適切に管理運営できることを条件とします。
- (3) 指定期間
 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）
- (4) 指定管理者の募集方法
 公募による募集とします。

3 施設の概要

施設名称	デイサービスセンター	グループホーム
所 在 地	川西町大字吐田 94 番地	同 左
施設構造	鉄骨造一部 2 階建	鉄骨造平屋建
施設面積	延床面積 733.58 ㎡	延床面積 381.88 ㎡ 居室 122.50 ㎡ (6 帖×10 室) 食堂兼居間 102.80 ㎡ 台所 11.50 ㎡、浴室 12.41 ㎡
施設内容	多目的ホール、機能回復訓練コーナー、一般浴槽、特殊浴槽、静養室、便所、事務室等	和室 (5 部屋)、洋室 (4 部屋)、談話室、食堂兼居間、便所、浴室等

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行うものとし、業務の詳細については、別添「ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホーム指定管理仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- ア ぬくもりの郷デイサービスセンター条例（平成 27 年条例第 45 号。以下「デイサービスセンター条例」という。）に規定する事業の実施に関する業務
- イ ぬくもりの郷グループホーム条例（平成 27 年条例第 44 号。以下「グループホーム条例」という。）に規定する事業の実施に関する業務
- ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ デイサービスセンター及びグループホームの利用に係る料金及び費用（以下「利用料金」という。）の収受及び減免に関する業務
- オ その他、デイサービスセンター及びグループホームの管理運営に必要な業務

5 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる基本的事項に基づき、デイサービスセンター及びグループホームの適切な管理を行うこととします。

- (1) 開所時間
デイサービスセンター：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 営業時間
デイサービスセンター：午前 9 時 15 分から午後 4 時 45 分まで
- (3) 営業日
月曜日～日曜日とします。ただし、週 1 回、曜日を指定して休業日を設けることができます。また、指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に休所することができます。
- (4) 法令等の遵守
地方自治法その他関係法令、デイサービスセンター条例及びグループホーム条例、川西町個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 3 号。以下「施行条例」という。）、川西町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号。以下「排除条例」という。）、基本協定書及び年度協定書（以下「協定書」という。）、仕様書等を遵守してください。
- (5) 環境への配慮
デイサービスセンター及びグループホームの管理にあたっては、電気、ガス等のエネルギー使用量の削減及び廃棄物発生を抑制し、環境への配慮を行ってください。
- (6) 個人情報の保護
指定管理者は、施行条例に基づき個人情報を適切に保護してください。
- (7) 暴力団の排除

施設の管理運営にあたっては、排除条例第5条第2項に規定する川西町（以下「町」という。）が実施する暴力団の排除に係る責務の遂行に努めてください。

(8) 一括委託の禁止

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託することはできません。

ただし、個別の業務については、あらかじめ町長の承認を得たうえで、専門の業者（暴力団又は暴力団関係者、社会的に非難されるべき関係を有する者を除く。）に委託することができます。

(9) 事業計画の提出及び事業報告

指定管理者は、仕様書に定めるところにより事業計画書、事業報告書を提出してください。

(10) 調査等

町は、管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し又は必要な指示ができるものとします。

なお、指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納関連の事務については、監査委員による監査の対象となる場合があります。

6 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき利用料金制度を採用します。

(2) 利用料金の額

利用料金の額については、条例に定める範囲内で、あらかじめ町長の承認を経て指定管理者が決定します。条例で定める利用料金の額を変更する必要がある場合は、指定管理者と協議することとします。

(3) 利用料金の減免

条例第8条第2項の規定に基づき、利用料金の減免を行う場合があります。

(4) 会計年度区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに区分してください。

(5) 区分会計

指定管理者は、デイサービスセンター及びグループホームの管理に係る経理事務の執行に当たっては、自身の団体と独立した会計帳簿書類を設け、区分を明らかにしてください。

7 町への納付額等

デイサービスセンター及びグループホームの管理は、指定管理者の収受した利用料金収入により管理運営経費を賄うこととなりますが、その収支状況に応じ、営業利益のうち一定額を町への納付金として納付していただきます。

なお、この町に納付すべき金額は、各会計年度における営業利益の10%を下限とし、各応募者において応募時に提案してください。

* 営業利益＝売上総利益（売上高－売上原価）－間接経費（販売費＋一般管理費）

8 町と指定管理者のリスク管理及び責任分担

町と指定管理者とのリスク分担については、仕様書の別記1によるものとします。ただし、仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は定めのないリスクが生じた場合は、町と指定管理者が協議の上、決定します。

9 応募資格等

(1) 応募資格

デイサービスセンター及びグループホームの指定管理者に応募することができる者は、奈良県磯城郡内に主たる事務所又は事業所を置く法人（個人による経営が認められている病院、診療所、薬局の場合は法人格不要。以下「法人等」という。）で、令和7年4月1日現在で、5年間以上の介護保険法の規定による通所介護及び認知症対応型共同生活介護にかかる事業実施の指定を受けている法人等であり、かつ、事業運営実績のある法人等とします。法人格の種別は問いませんが、個人での応募はできません。

なお、次に該当する法人等は応募することはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、町における一般競争入札の参加を制限されている法人等
- イ 奈良県及び町から指名停止を受けている法人等
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、又は商法（明治32年法律第48号）に基づき、更正、又は会社整理の申立て手続きをしている法人
- エ 国税及び地方税を滞納している法人等
- オ 川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（平成20年規則第5号）第5条の規定に該当する法人等
- カ 役員に法律行為を行う能力を有しないもの、破産者で復権を得ない者及び、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者がいる法人等
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）若しくは社会的に非難されるべき関係を有する者の統制下にある法人等

(2) 複数の法人等での共同体による応募

デイサービスセンター及びグループホームのサービス向上又は業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等で構成する共同体（以下「共同体」という。）による応募も可能です。この場合、次の事項に留意してください。

- ア 共同体の名称を設定し、代表となる法人等を定めてください。
- イ 共同体の構成員は、同時に二つ以上の共同体への構成員となることはできません。

1 0 事業及び選定スケジュール

指定管理者の事業及び選定に関しては、次の日程で行う予定です。

募集要項の配布	… 令和7年8月1日（金）～8月29日（金）
現地説明会	… 令和7年8月20日（水）
質疑受付期間	… 令和7年8月21日（木）～8月22日（金）
質疑回答期限	… 令和7年8月29日（金）
応募申請受付期間	… 令和7年9月1日（月）～9月5日（金）
書類審査	… 令和7年9月中旬
提案説明審査	… 令和7年9月下旬～10月上旬
選定委員会	… 提案説明審査の実施日と同日
選定結果の通知	… 令和7年10月中
指定管理者の指定に係る議決	… 令和7年12月中旬
指定管理者の指定	… 令和7年12月下旬
基本協定の締結	… 令和8年1月中
年度協定の締結	… 令和8年3月中
業務開始	… 令和8年4月1日

1 1 現地説明会

現地説明会に参加希望される場合は、別紙様式第8号「指定管理者応募に係る現地説明会参加申込書」に記入の上、令和7年8月13日（水）午後5時までに下記申込先に持参又はFAXにてお申込みください。

なお、現地説明会への参加人数は、一応募団体につき2名までとします。

- (1) 日 時 令和7年8月20日（水） 午前10時～正午
- (2) 場 所 川西町福祉施設ぬくもりの郷（川西町大字吐田94番地）
- (3) 申込先 川西町長寿介護課（川西町大字結崎28番地の1）
Tel:0745-44-2635 Fax:0745-44-4780

1 2 応募手続き

- (1) 募集要項及び仕様書の配布
 - ア 配布期間
令和7年8月1日（金）から8月29日（金）までの午前9時から午後5時まで（土日及び祝日は配布できません。）
 - イ 配布場所
川西町長寿介護課
川西町ホームページ
(<https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp>) よりダウンロードもできます。

(2) 提出書類

応募に必要な書類は、次のとおりです。

なお、指定管理者を選定するために必要がある場合は、これらの書類以外の書類の提出や説明を求める場合があります。

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ 指定管理者応募に関する申立書（様式第2号）
- ウ 事業計画書（様式第3号）
- エ 収支予算書（様式第4号）
- オ 提案書（様式第5号）
- カ 介護報酬加算状況一覧（様式第6号）
- キ 自己評価シート（様式第7号）
- ク 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則等）
- ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度分に係る、業務報告書・貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- コ 指定管理業務共同体協定書（共同体による応募の場合のみで、様式は任意）

(3) 提出期間

令和7年9月1日（月）から9月5日（金）までの午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

川西町長寿介護課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1

Tel:0745-44-2635

(5) 提出方法

持参のみ

(6) 提出部数

提出部数は、正本1部及び副本6部（副本は複写可）を提出してください。

なお、提出書類は、パンフレット等を除きA4版（両面印刷可）で作成し、ファイルに綴じたものを提出してください。

(7) 提出に当たっての留意事項

ア 1法人等につき、応募は1つとします。

イ 応募に係る経費は、すべて応募者の負担となります。

ウ 提出された書類は、理由の如何にかかわらず、返却しません。

エ 応募書類の著作権は応募者に帰属します。

ただし、町は指定管理者候補者の選定結果の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

また、提出された書類等は個人に関する情報等を除き公開されることがありますのでご了承ください。

13 質問及び回答

(1) 質問者の資格

本要項中「9 応募資格等」を満たす者とします。

- (2) 受付期間
令和7年8月21日（木）から8月22日（金）までの午前9時から午後5時まで
- (3) 受付方法
「指定管理者応募に関する質問書」（様式第9号）により、持参又はFAXにより提出してください。（FAXによる場合はお電話にてご一報ください。）
- (4) 提出先
川西町長寿介護課
〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の1
Tel:0745-44-2635 Fax:0745-44-4780
- (5) 回答方法
令和7年8月29日（金）の午後5時までに、質問者に対してのみFAXにて回答します。

1.4 指定管理者候補者の選定等

川西町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定に基づき設置された「川西町指定管理者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、同条例第4条に規定する申請の内容等を総合的に審査し、指定管理者候補者の選定を行います。

- (1) 選定方法
次に掲げる手順により選定します。
 - ア 書類審査
提出された指定管理者指定申請書等の書類を審査し、応募資格、要件の具備について審査します。
 - イ 提案説明審査
委員会において、応募者の提案説明のヒアリングを実施します。ヒアリングについては、アの書類審査の適格者全員に対し、別途通知します。なお、応募者が複数の場合は、提案説明審査時にプレゼンテーションを行っていただきます。
 - ウ 委員会審査
非公開による委員会を開催します。
- (2) 指定管理者候補者の決定等
委員会での選定結果を踏まえ、指定管理者候補者を決定します。
なお、指定管理者候補者の選定結果は、応募者に対して速やかに通知するとともに、町のホームページへの掲載等により公表します。
- (3) 選定対象からの除外
応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。
 - ア 指定管理者候補者の選定に関し、自己に有利な取扱いを求めるために働きかけをするなど、特定の目的をもって委員会の委員に個別に接触した場合

- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 提出受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- エ その他不正な行為があった場合

1 5 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者をデイサービスセンター及びグループホームの指定管理者とする旨の議案を令和7年12月町議会定例会に上程し、その議決を経て行います。

なお、議会が議決しなかった場合等における、指定管理者候補者が支出した費用、提供したノウハウの対価等については、一切補償しません。

(2) 基本協定

指定管理者の指定後、基本的事項について指定期間全体の基本協定を締結します。

(3) 年度協定

年度ごとに、指定管理業務に係る事項について年度協定を締結します。

1 6 事業の実施が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の業務の開始前までの措置

指定管理者または指定管理者候補者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者候補者の決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

ア 川西町議会により指定の議案が否決されたとき

イ 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

ウ 正当な理由なく協定の締結に応じないとき

エ 地方自治法施行令第167条の4に規定するいずれかの要件に該当することとなったとき

オ 資金事情の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき

カ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

(2) 指定管理者の業務開始後の措置

指定管理者は、事業の継続が困難になった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに町に報告しなければなりません。その場合の措置は次のとおりです。

なお、指定管理者からの報告がなくても、実施調査等により同様の状況を町が了解した場合も同様とします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策等の提出及び実施を求め、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、指定管理者の指定の取消し、又は事業の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は事業の全部又は一部が停

止された場合、指定管理者は町に生じた損害を賠償しなければなりません。
ウ 不可抗力その他町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合
町と指定管理者との協議を経て、指定を取り消すこととなります。

(3) 応募資格の欠格条項に該当することとなった場合の措置等

ア 指定管理者が、「9 応募資格等 (1) 応募資格」のアからオに掲げる要件に該当することとなった場合、又はその恐れが生じた場合

町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策等の提出及び実施を求め、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、指定管理者の指定の取消し、又は事業の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

イ 指定管理者が、「9 応募資格等 (1) 応募資格」のカ及びキに該当することとなった場合

町は直ちに指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

ウ 指定が取り消された場合

上記により指定管理者の指定が取り消され、又は事業の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は町に生じた損害を賠償しなければなりません。

1 7 原状回復及び事務引継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復して町に施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、町又は新たな指定管理者と十分な事務引継ぎを行わなければなりません。

1 8 災害時の対応

(1) 災害時の対応への協力

指定管理者は、災害時において町が行う対応に協力するものとします。

(2) 災害時対応に係る費用負担

指定管理者が町の要請に基づき協力業務を実施した場合、当該業務に要した費用（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に規定する範囲とする。）及び施設運営収入の減収分を町が負担するものとし、指定管理者による当該費用等の請求時期は指定管理者と町との協議により定めます。

◆ 問合せ先 ◆

川西町 長寿介護課

住 所 ： 〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1

電 話 ： 0745-44-2635

F A X ： 0745-44-4780

電子メールアドレス ： tyoujyu-kaigo@town.nara-kawanishi.lg.jp